

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
(2)ア 氏名 株式会社大塚商会
イ 住所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号

- 4 落札金額
- (1) PPC用紙(A4) 238円
 - (2) PPC用紙(A3) 520円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月2日付け北海道告示第64号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第245号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院(函館市)

北海道告示第246号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項KKR札幌医療センター斗南病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人医仁会中村記念病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項中「医療法人社団いとう整形外科病院 札幌市中央区南2条西10丁目5番地 平成21. 1.31」を

「医療法人社団いとう整形外科病院 札幌市中央区南2条西10丁目5番地 平成21. 1.31 医療法人社団中野整形外科医院 札幌市中央区南7条西15丁目1-35 平成22. 3.31」に改め、同項医療法人社団カレスアライアンス天使病院の事項中「札幌市東区北12条東3丁

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(総務業務センター)	1
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回.....(医療政策課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....(医療政策課)	1
○道営土地改良事業計画の決定.....(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課)	3
○土地改良事業の計画変更の同意.....(農業施設管理課)	3
○道営土地改良事業の工事の完了.....(農業施設管理課)	3
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....(出納局総務課)	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(経理課)	3
道人事委員会規則	
○北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則.....	4

告 示

北海道告示第244号
次のとおり一般競争により落札者を決定した。
平成19年4月3日
北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) PPC用紙A4再生上質紙1冊(500枚/冊)当たりの単価 調達予定数量 108,200冊
- (2) PPC用紙A3再生上質紙1冊(500枚/冊)当たりの単価 調達予定数量 1,300冊

2 落札を決定した日
平成19年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 大丸藤井株式会社

目31番地 平成19. 3.31」を「札幌市東区北12条東3丁目1番1号 平成22. 3.31」に改め、同項医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人禎心会病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人社団光進会札幌月寒病院の事項中「札幌市豊平区月寒東1条13丁目4の5 平成19. 3.31」を「札幌市豊平区月寒東1条13丁目4番5号 平成22. 3.31」に改め、同項医療法人豊和会札幌金谷病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項平岸外科整形外科医院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人河西外科病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人社団中央病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人社団蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項中「函館市堀川町4番5号 平成21. 6.30」を「函館市駒場町4番6号 平成22. 3.31」に改め、同項函館中央病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項小樽掖済会病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

網走市の項医療法人社団網走中央病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

石狩市の項石狩病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改め、同項医療法人石狩南病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

江差町の項の次に次の一事項を加える。

厚沢部町 厚沢部町国民健康保険病院 檜山郡厚沢部町新町14番地1 平成22. 3.31

今金町の項今金町国保病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

余市町の項社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

南幌町の項国民健康保険町立南幌病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

由仁町の項国民健康保険由仁町立病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

長沼町の項町立長沼病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

美瑛町の項美瑛町立病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

和寒町の項国民健康保険町立和寒病院の事項中「上川郡和寒町字西町111番地 平成19. 3.31」を「上川郡和寒町西町111番地 平成22. 3.31」に改める。

枝幸町の項枝幸町国民健康保険歌登病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

滝上町の項滝上町国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

興部町の項興部町国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

日高町の項日高町立日高国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

新ひだか町の項医療法人静仁会静仁会静内病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

大樹町の項大樹町立国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

士幌町の項士幌町国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

池田町の項池田町立病院の事項中「中川郡池田町字西2条5丁目 平成19. 3.31」を「中川郡池田町字西2条5丁目25番地 平成22. 3.31」に改める。

本別町の項本別町国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

足寄町の項足寄町国民健康保険病院の事項中「平成19. 3.31」を「平成22. 3.31」に改める。

北海道告示第247号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
第1幹線	新農業水利システム保全整備	北海道上川支庁
美幌豊高	畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きよ、土層改良、農道)	北海道網走支庁

北海道告示第248号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(大中山地区農地保全整備(農地保全))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成19年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第249号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年3月23日、北斗市の行う土地改良(上磯地区維持管理)事業の土地改良事業計画の変更同意した。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第250号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
漁太	経営体育成基盤整備(区画整理)	平成17.12.9
同	同(農業用排水)	同 18.5.19
同	同(暗きよ)	同 17.12.15
蕨岱中央	同(区画整理)	同 18.11.30
同	同(農業用排水)	同 16.12.17
中長都第2	水田農業振興緊急整備(農業用排水)	同 18.12.12
同	同(暗きよ)	同

北海道告示第251号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項南幌町農業協同組合の事項を次のように改める。
- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 南幌町農業協同組合 | 昭和34.6.8 | 南幌町農業協同組合 |
| | | 同 派出所 |

北海道告示第252号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成19年3月23日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
337,050,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第

372号)第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局経理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

第1条中「第8条」を「第5条」に改める。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月3日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則2-44

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会議事規則(北海道人事委員会規則2-0)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加え、同条を第2条とする。

人事委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったときに開催するものとする。

- 2 会議は、毎月2回開催することを例とする。
- 3 会議は委員長が招集することとし、招集に当たっては、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を、委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

第6条第2項を削り、同条を第3条とする。

第7条の見出し中「幹事」を「幹事等」に改め、同条中「出席し」を「出席するとともに」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会議に幹事を置く。

第7条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

- 3 事務局長は、幹事の職務を補助させるため、職員を会議に出席させ、又は職員に会議の事務を行わせることができる。
- 4 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の指定する職員がその職務を代理する。

第8条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 北海道人事委員会傍聴規則(北海道人事委員会規則11-2)の一部を次のように改正する。